

守谷市と株式会社マーケットエンタープライズとの連携と協力に関する協定書

守谷市（以下「甲」という。）と株式会社マーケットエンタープライズ（以下「乙」という。）は、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携協力により、それぞれの資源や機能等を活用し、市内のリユース活動を促進することで、市民サービスの向上、廃棄物処理量の削減、循環型社会の形成及びSDGs（持続可能な開発目標）の実現に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号の取組について連携し、協力するものとする。

- （1）リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること。
- （2）循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた啓発に関すること。
- （3）循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた協働推進に関すること。
- （4）その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関して変更の申し出があったときは、甲及び乙にて協議し、甲乙双方の書面による合意をもって本協定の内容を変更するものとする。

（責務）

第4条 乙の事業を利用した利用者間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

（実績報告等）

第5条 乙は、守谷市民が乙のサービスを利用した実績を甲に報告する。報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙別途協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから本協定の終了について書面による申し出がなされなければ、同一条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解約）

第7条 甲又は乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解約することができるものとする。ただし、協定書に定めた事項に違反した場合は、1か月前までに書面をもって通知することにより、本協定を解約することができる。

(個人情報)

第8条 乙は、本協定の取組を実施する上で知得した市民の個人情報について、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
- (2) 乙のサービス上で市民に役務を提供する者に対し、当該役務を遂行する過程で知得した個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させること。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告すること。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年6月16日

甲：茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市長 松丸 修久

乙：東京都中央区京橋三丁目6番18号 東京建物京橋ビル3階
株式会社マーケットエンタープライズ
代表取締役社長 小林 泰士